令和３年度

事　業　計　画

あすなろ児童クラブ
第２あすなろ児童クラブ

国の定める「放課後児童クラブ運営指針」及び運営主体である「見附市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、子どもの最善の利益を考慮し子どもの状況や発達段階に応じた適切な「遊びの場」及び「生活の場」を提供できるように環境を整え、遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、子どもの健全育成を図る。

１、運営、経営、組織の強化

① 本園と連携を取り、課題解決に取り組む。
② 見附市の委託業務であることを踏まえ、見附市教育委員会子ども課及び市内の各児童クラブと連携を図る。

２、放課後児童支援員、補助員の専門性と資質の向上

① 個々の発達段階及び発達過程を理解し、主体的、創造的な活動ができるように支援する。
② 支援員認定研修への参加及び、内部研修、外部研修に積極的に参加し、個々の職員の資質の向上を図る。
③ 日常的に子どもの行動について情報交換や情報共有し、課題や問題行動に適切に対応する。

３、こどもの命の尊重と事故防止の徹底

① 危機意識を常に持ち、「子どもの安全確保が最優先である」ことを意識化をする。
② 災害時対応マニュアルにより、計画的に訓練を実施する。
③ 下校指導を実施し、交通安全指導に努める
④ AED 操作方法による救急法研修、不審者対応研修の実施と、地域社会の要請に協力する。
⑤ 事故防止、感染症（ノロウイルス、コロナウィル等)、衛生マニュアルを活用し、内部研修の実施により周知、徹底する。

４、子どもの権利擁護

① 人権擁護チェックリストの実施、不適切な関わりを防止する。
② 子どもの尊厳を守り、暴言、暴力によらない異学年集団の関係性の構築を図る。

５、施設、環境整備

① 安全・衛生面に配慮し、随時施設全体の環境を把握し、整備に努める。
② 学習活動及び発達段階にふさわしい遊びの提供に努める。
③ 環境整備を通して社会のルールと、共同生活のきまりについて働きかける。
④ 感染症予防対策として、３蜜を避ける活動環境を整備するとともに、手洗い、消毒、マスクの着用を指導徹底する。